

やまぶきは

田舎の和算研究の個人通信

(題字 伊藤武夫氏)

4

第52号 平成三〇年(二〇一八) 八月二五日

発行部数 十五部 (不定期刊行)

発行者 東京都羽村市

山口 正義

(二回に分けて記載します)

関孝和の少年期と養子先(一)

一、はじめに

算聖・関孝和(一六四〇?~一七〇八)の少年期のことや養子先のこととはほとんどわかっていない。生年や生地も確定できていない。不明点が多いのは養子の関新七(郎)久之が博奕で重追放となり、関家が断絶したことが影響している。このような状況を平山諦は「わが国の文化史上の難問」と述べている。

孝和の伝記は『明治前日本数学史』第二巻、一九五六年)の記述がまとまっているので、引用してみる。

* * *

「関孝和、通称を新助といふ。字は子豹、自由亭と号す。生年未詳。宝永五年(一七〇八)歿す。内山永明の第二子にして、出でて関氏を襲ぐ。甲府宰相綱重およびその子綱豊に仕へて勘定吟味役(会計検査役)にいたる。宝

永元年綱豊が五代將軍綱吉の世子となつて西之丸に入るや、孝和もしたがひて幕府の直属の士となり、御納戸組頭を勤む。御蔵米二百五十俵および十人扶持を給せられ、後改めて三百俵となる。宝永三年十一月致仕して子普請(これは非役)に入る。宝永五年十月二十四日病をもつて歿す。法名を法行院宗達日心居士といふ。牛込七軒町(現弁天町)浄輪寺に葬る。甥新七郎を養ひて、嗣とす。新七郎は享保九年甲府勤番となり、同十二年(注1)博奕の事に座して追放さる。是において関家は断絶す。」(注1)同二十年が正しい。

#

伝記として知られるものはこのようなものである。根拠になつてゐるのは『寛政重修諸家譜』(『寛政譜』と略す)及び『寛政諸家系譜』などの内山家に関する記述である。

生年については、寛永十四年(一六三七)、寛永十七年(一六四〇)、寛永十九年(一六四二)の三説があり、生地については藤岡(群馬)と江戸とがあるが決め手はない状況だと

いう。

関孝和は少年期どこで過(こ)し養子先はどこなのか、そして養子の新七(郎)の博奕事件はどのようなものだったのか、などは確かに興味ある問題である。少し調べてみた。

二、『武蔵府中物語』にある関家の説

よく言われるように『寛政譜』の内山家について、孝和の祖父・父・兄についてはそれなりの記述があるが、孝和については「孝和(永明次男) 新助 關五郎左衛門某が養子」とあるのみで素っ気ない。どこの関家に養子に行つたか不明なのだ。

歴史的に内山氏を調べると、内山氏は「芦田五十騎」に属していた。芦田氏は武田家の遺臣で、武田家滅亡後、信長の武田の遺臣を誅せよという命に、家康は芦田五十騎をかくまい、のち家康の配属とし甲信の守りを命じた。その恩に芦田氏は北条との戦いに戦功をたてたという。『寛政譜』にあるように、天正十三年には「真田昌幸がこまれる信濃國上田城をせむ(攻める)」たのである。天正十八年には上州藤岡に三万石を賜わつた。これが芦田氏と藤岡の結びつきである。寛永四年(一六二七)、駿河大納言忠長(三代將軍家光の弟)に仕え駿府に移るが、忠長の上州高崎に幽閉の身となるに及び、再び芦田氏は藤岡に移ることになる。

『寛政譜』には関家は七家ほど載っているが、その中で可能性のあるのが、「関吉眞―関吉兼―関吉直」の家系である。この家系は同じ芦田組であり、且つ藤岡との結びつきなど内山氏と近いようにもみえる。その吉直について『寛政譜』には次のようにある。

* * *

「吉直よしなお（吉兼次男・世嗣）＝傳兵衛五郎左衛門 母は中澤氏の女。台徳院殿（秀忠）につかへたてまつり、上野國藤岡をいて采地百石をたまひ、のち大坂両度の御陣に本多佐渡守正信が手に属して供奉をつとむ。元和九年三月駿河大納言忠長卿に附属せられ、廩米五十俵を加へられ、大番をつとむ。彼卿事あるのち武蔵國府中に潜居す。寛永十六年閏十一月七日めしかへされ御寶藏番となり、十七年二月二十六日上総國武射郡のうちをいて采地百石をよび廩米五十俵をたまふ。延寶元年四月十六日死す。年八十三。法名宗空。府中の高安寺に葬る。後代々葬地とす。妻は駿河大納言忠長卿家臣依田佐五兵衛重政が女。」

#

このような記述を背景として、府中大国魂神社の宮司である猿渡盛厚の『武蔵府中物語（上）』（昭和三十八年刊）は、この家系が孝和を養子にしたとしている。その記述の一部は次のようなものである。

* * *

「孝和が関五郎左衛門某が養子となったということは、あいまいながら内山系図でも推知ができ、一般の通説でそうであるが、関五郎左衛門某というのは、吉直であろうことは、たしかである。而して、吉直が孝和を養子にしたことについては、次のような説がある。

* * *

吉直は非常に義侠心が深い人であつて、正保三年に、孝和が内山父母を同時に失い、孤児となつて、世話するものがないのを見て、非常に不憫に思い、おれが養育してやると云つて、引取つて養育したのだということである。孝和が父母に別れたのは丁度五歳の時であつた。その後十六歳になつたとき、館林綱吉に召出されるまでは、吉直の手許で生長したわけであるが、果して孝和が、吉直の戸籍上の相続人となつたか、否かは疑問である。というのは此の時は、吉直にはすでに他の関家から迎えた養子の五郎左衛門の吉次があつたのであるから、孝和は、正式な嗣子ではなかつたのであろう。故に寛政呈譜の際、関五郎左衛門一家から、孝和も、新七も除外されたのであろう。」

#

一見してわかるのは、感情的な表現が多く、特に棒線部分などは根拠を挙げてきちんと述べている訳ではない。穿つた見方としか言いようがない。続けて次のようにも言う。

* * *

「新七が所刑された時は、孝和が卒去して二十八年後であつたが、系譜には、孝和は内山永明の次男とあつて下に新助、関五郎左衛門某が養子と出ている。而して三上（義夫）先生も迷つた如く、孝和を孝和とかいて「タカカツ」という仮名をつけてあり、其の下に、関五郎左衛門が養子として、某とだけで、名前を現さない。これらは、誰がみてもおかしいと思わないものがあるまい。

* * *

依つて考えるに、関家といえ、内山家といえ、寛政呈譜の際、孝和と、新七の名前を出すことを、公儀をも憚り、又は系図上に遺すことを嫌つて、かかる書上をしたのではあるまいかと思う。」

#

つまり猿渡盛厚は、孝和の養子新七の博奕による追放で関家の名が疵つくのを恐れたというのである。だが、『寛政譜』の別の個所の関氏には次のようにあり、新七（郎）のことを比較的詳しく述べている。必ずしも関家の名に疵つくのを恐れたというわけでもなさそうである。なお、孝和のことを秀和と記している。また新七郎は孝和の弟・永行の子である。

* * *

「關 秀和實は内山七兵衛永明が二男にして、關氏の養子となる。
秀和（ひでとも）＝新助 櫻田の館をいて文昭

院殿(家直)につかへたてまつり、勘定方の吟味役をつとむ。寶永元年西城にうつらせたまふのときしたがひたてまつり、御家人に列し、廩米二百五十俵、月俸十口をたまひ、十二月十二日西城御納戸の組頭となり、後月俸をあらためられ、すべて廩米三百俵となる。三年十一月四日務を辞し、小普請となる。五年死す。

某 平藏 實は某氏の男。秀和が養子となる。寶永二年六月十日はじめて常憲院殿(綱吉)に拝謁す。

某(秀和・世嗣) 新七郎 實は某氏が男。秀和が養子となる。寶永三年十月朔日はじめて常憲院殿(綱吉)にまみえたてまつり、五年十二月二十九日遺跡を継、享保九年八月十三日甲府の勤番となり、十二年八月五日同僚の輩と参会し、博奕せし事露頭し、追放せらる。」

さて、『武藏府中物語』に戻ると、さらに続けて次のようにある。

* * *

「思うに、孝和が戸籍上の、実際の関吉直の嗣子であったとすれば、関一家は廃家となり、子孫までも断絶するわけだから、容易のことではない。されば吉直の家名も子孫も断絶すべき筈だが、何等障りなく、其の子孫が、依然御家人となつて、五六代も繁栄したのを見れば、只孝和は、養子といただけであつた

から、吉直には、幸に何等関係しなかつたので、寛政呈譜の際に孝和を省いたのであるうと思われる。

なお、内山家でも、永明の次男には相違ないが、已むなく孝和を別人の如く見せて、文字を代えて、考和として掲げ、又関五郎左衛門某が養子として、某といつて、名前を現わさないで、あいまいにぼかしたところに、両家の苦心の巧作が窺われるのである。」

#

このような記述はそのまま信用できるのだろうか。かなり穿つた見方であるし、やはり根拠を欠くように思え、孝和の養子先が府中に縁のある関家というのは疑わしい。

三、断家譜をもとにした関家説

『断家譜』は慶長から文化年間までに断絶した八百八十余の大名旗本などを対象とした系譜集。文化六年(一八〇九)成立で田畑喜右衛門著。関孝和の伝記の研究の中では何故か最近まで忘れられていた史料のようである。

この『断家譜』に関家についての記述が次のようにある。

* * *

藤原 關 本国信濃 紋

某 関 桜田御殿勘定、寛文五年乙巳八月九日没、葬牛込浄輪寺、法名雲岩宗白、孝和 新助 実御天主番内山七兵衛永明次男

生江戸、桜田御殿御納戸頭、賜二百俵、宝永元年甲申十二月十二日西丸御納戸組頭、同五年戊子十月二十四日没、葬牛込浄輪寺、女子 貞享三丙寅正月十六日夭、法名妙想童女、

女子 元禄十一年戊寅五月二十一日夭、法名夏月妙光童女、

久之 新七 実内山松軒永行子 宝永三年丙戌十月朔日始御目見、同五年戊子十二月二十九日跡目二百俵、為小普請大久保淡路守(教福)組、享保九年甲辰八月十三日甲府勤番、同二十年乙卯八月六日重追放、」

#

ここに出てくる「桜田御殿」とは甲府宰相綱重が居住した所である。綱重は甲府に在国したことはなく江戸の桜田邸に居住していた。さて、文献(6)は、関孝和の養家、養父について次のように述べている。

『寛政譜』に出てくる各関氏を年次的にあるいは没年から養父たりえないと否定し、「結論としては、『断家譜』を素直に読めば、(養父は)桜田御殿御勘定の関姓であつた人「関某」で、寛政重修諸家譜に経歴が明示的に掲載されている人ではないと考えられる」としている。

そして「甲府日記」を調べ、「寛文五年八月九日以降から大晦日までの関家の跡目相続の記載はただ一つで、関十郎右衛門が養父の

ものだけで、その養子の名前は関弥右衛門で、小十人御番として出仕し、寛文七年正月十八日の記載によれば、高百俵で跡目を継ぎこの時点で、三人扶持が加わっている。これにより、関新助孝和先生の養父の可能性のあるのは関十郎右衛門のみで、新助の他に弥右衛門という通称があったと推察される」と述べている。「寛文五年（一六六五）八月九日」というのは、浄輪寺の過去帳に「寛文五巳八月九日 関新助養父 雲岩宗白信士」とあることから採用した日にちと思われる。つまり養父の亡くなった日である。この時、孝和は寛永十七年生まれとすれば二十六歳である。「甲府日記」にある関連箇所は次の様に紹介されている（文献(7)による）。

〔跡目相続〕

（寛文五年）十一月二十三日

跡目被仰付候次第

一但馬守出雲守老岐守淡路守番頭詰座敷二

列座有之而被申渡之

（略）

花房平左衛門被仰渡候

養子

（略）

関十郎右衛門跡目

右何茂跡目御定之通被仰付候間勘定頭兩人之衆可申合旨但馬守申渡之

〔跡目相続の御礼（綱重公臨席）〕

（寛文五年）十二月十八日

（略）

関弥右衛門

右鳥目を以中御座敷縁頼杉戸障子際ニテ御礼申上候 殿様中之御座敷圍際ニテ御立座被遊也

（略）

〔小十人組番士として出仕を申渡される〕

（寛文五年）十二月二十一日

一衝立之間老岐守淡路守列座関弥右衛門呼出之小十人工御番被為候間勤番可仕候也御礼御出座無之

〔加増〕

（寛文七年）正月十八日

（略）

養父跡目百俵被下之

今度三人扶持被下

（略）

関弥右衛門

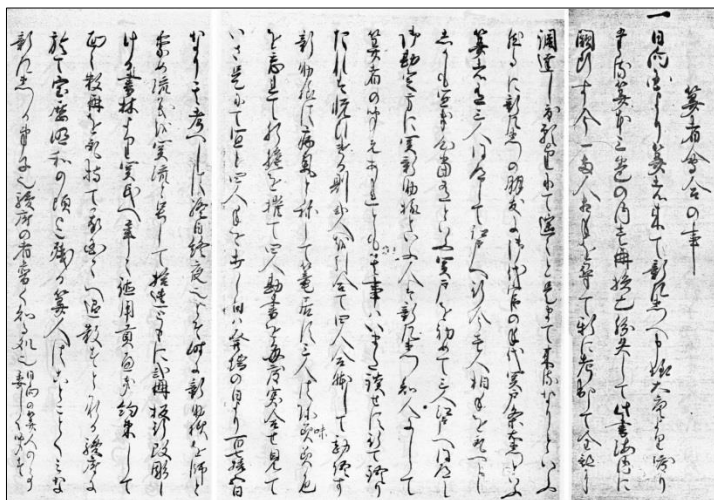
（今まで百俵だったところに三人扶持を増される、とあることにより、初めは百俵でこの時点で加増された）

#

文献(7)にはこの他に甲府藩の関家について示唆に富んだ記事があるが、ここでは省略する。いずれにしても、孝和の養父が甲府藩

士の関十郎右衛門であるというのは信憑性の高い話のように思える。しかし、跡目相続が二十六歳頃のこととしても、養子にいつ入ったのかは不明である。

なお、この場合『寛政譜』の「関五郎左衛門某」の五郎左衛門は何かの間違いの記述ということになる。この間違いを指摘した文献もある。（以下次号）



次号で出てくる「松木新左衛門始末聞書」の「算者会合の事」
（静岡市矢人家文書）〔この冊子はネットオークションで入手〕